

定期積金規定 新旧対照表

(アンダーライン変更箇所)

新	旧
<p>4. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、<u>次の③の利率</u>によって計算し、この積金の掛込残高相当額とともに支払います。</p> <p>② この積金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、および第8条第3項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、<u>次の③の利率</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ 上記①、②の計算に適用する利率は、<u>約定年利回り×60%</u>(小数点第4位以下は切捨てます。)とします。</p> <p>④ この計算の単位は100円とします。</p>	<p>4. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、<u>解約日の普通預金利率</u>によって計算し、この積金の掛込残高相当額とともに支払います。</p> <p>② この積金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、および第8条第3項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、<u>解約日の普通預金利率</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ この計算の単位は100円とします。</p>